

令和8年5月契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	備前県民局 建設部 児島湖流域浄水班	単県 下水道汚泥肥料利用検討業務	令和8年4月28日	(公財)岡山県環境保全事業団 岡山市南区内尾665-1	2,497,000	本事業において、令和6年度から汚泥の肥料化実証実験を実施しており、肥料化実証実験に必要な施設は、臭気対策等の周辺への影響がないこと、汚泥の搬送ルートや搬送時間に問題がないこと、肥料化できなかった材料の処分が容易であることなどの条件があり、現在の汚泥の搬出先である当該事業団の管理する水島クリーンセンター内のストックヤード施設以外の候補地がなかったことから、当該事業団と特命随意契約を締結し業務を実施している。令和8年度も引き続き、当該事業団と特命随意契約を締結し、栽培試験を行うものである。	第2号	
2	備中県民局 農林水産事業部 農地農村整備課	水利施設等整備事業 (基幹水利施設保全型) 湛井十二ヶ郷用水1期地区 湛井十二ヶ郷用水1期他3地区 設計積算業務	令和8年5月27日	岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7	8,690,000	本業務は土地改良に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。 県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用を認めていないが、岡山県土地改良事業団体連合会は、上記積算システムの利用を認められており、これまでに同様の実績を有する県内唯一の団体である。これらのことから、上記団体へ特命随意契約により業務を発注する。	第2号	
3	備中県民局 農林水産事業部 農地農村整備課	農村地域防災減災事業 (用排水施設整備) 粒江第2地区 設計積算業務	令和8年5月20日	岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7	7,227,000	本業務は土地改良に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。 県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用を認めていないが、岡山県土地改良事業団体連合会は、上記積算システムの利用を認められており、これまでに同様の実績を有する県内唯一の団体である。これらのことから、上記団体へ特命随意契約により業務を発注する。	第2号	
4	備中県民局 建設部 井笠地域工務課	主要地方道笠岡井原線電線共同溝工事(引込管・連系管路その1)	令和8年5月11日	中国電力ネットワーク(株) 倉敷ネットワークセンター 倉敷市中庄2293-2	28,180,526	中国電力ネットワーク株式会社とは「無電柱化に係る引込管及び連系管路の整備に関する覚書(平成24年10月1日)」を締結しており、民地部分の引込位置の確定、既設引込設備との切り替え及び電線共同溝整備道路区域内外を結ぶ管路の設計等が可能であるため。	第2号	
5	備中県民局 井笠地域農地農村整備室 第一班	水利施設等整備事業 (基幹水利施設保全型) 里山田地区 設計積算業務	令和8年5月14日	岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7	4,774,000	本業務は土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。 県の積算システムはシステムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用を認めていないが、岡山県土地改良事業団体連合会は県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体であるため。 また、現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを誠実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。	第2号	
6	備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所	単県 ダム管理委託 (テレメータ・放流警報設備点検)	令和8年4月8日	富士通ネットワークソリューションズ(株) 中国事務所 広島市中区紙屋町1-2-22	5,610,000	河本ダムのテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な気象情報の収集・ダム諸量の伝送及び放流時の下流への警報を行うために必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行できるのは、本設備の施工業者に限定されることから、富士通ネットワークソリューションズ(株)中国事務所を契約の相手方とするものである。	第2号	